

## 日産東京販売株式会社に対する勧告等について

令和8年2月20日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、日産東京販売株式会社（以下「日産東京販売」という。）に対して調査を行ってきたところ、下請法<sup>(注1)</sup>第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反する事実が認められたので、本日、下請法第7条第3項<sup>(注2)</sup>の規定に基づき、日産東京販売に対して勧告を行った（※）。

（注1） 「下請法」とは、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第41号。以下「改正法」という。）による改正前の下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）をいう。

（注2） 「下請法第7条第3項」とは、改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる下請法第7条第3項をいう。

※ 下請法は、改正法により改正され、令和8年1月1日から、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（以下「取適法」という。）となった。

本件の製造委託等は、改正法施行前になされたものであり、下請法の適用を受けることから、本公表文は下請法上の用語により記載することが適當である場合は下請法上の用語により記載している。改正法施行後になされた製造委託等には取適法が適用され、次のように用語が変更される。

下 請 法	取 適 法
下請代金	製造委託等代金
親事業者	委託事業者
下請事業者	中小受託事業者

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引適正化調査室

電話 03-3581-3374（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

## 1 違反行為者の概要

法人番号	3010701017000
名称	日産東京販売株式会社
本店所在地	東京都品川区西五反田四丁目32番1号
代表者	代表取締役 菊地 文夫
事業の概要	自動車の販売、修理等
資本金	9500万円

## 2 違反事実の概要

- (1) 日産東京販売は、令和7年12月までに、他の事業者に対し  
ア 自社が販売する自動車のタイヤ交換等  
イ 自社の顧客から請け負う自動車の板金塗装等  
を委託した（以下この受託事業者を「下請事業者」という。）。
- (2) 前記(1)の委託の当時、日産東京販売は資本金の額が1000万円を超  
え3億円以下の法人たる事業者であり、下請事業者は個人又は資本金の額  
が1000万円以下の法人たる事業者であった。
- (3)ア 日産東京販売は、遅くとも令和6年8月から令和7年7月までの間、  
下請事業者に対し、2,808台の自動車の引取り又は引渡しに係る運  
送を自己のために無償で行わせていた（下請事業者25名）。  
イ 日産東京販売は、遅くとも令和6年8月から令和7年7月までの間、  
下請事業者25名のうち一部のものに対し、自動車に用いる部品の引取  
りに係る運送を自己のために無償で行わせていた。

## 3 効果の概要

- (1) 日産東京販売は、公正取引委員会の確認を得た上で速やかに次の事項を行うこと。  
ア 下請事業者25名に対し、無償で自動車を運送させたことによる費用  
に相当する額を支払うこと  
イ 下請事業者25名のうち無償で自動車に用いる部品を運送させたもの  
に対し、運送させたことによる費用に相当する額を支払うこと
- (2) 日産東京販売は、次の事項を取締役会の決議により確認すること。  
ア 前記2(3)の行為が下請法第4条第2項第3号に掲げる行為に該当し、  
同項の規定に違反するものであること  
イ 今後、自己のために経済上の利益を提供されることにより、中小受託  
事業者の利益を不当に害さないこと
- (3) 日産東京販売は、今後、自己のために経済上の利益を提供されることに  
より、中小受託事業者の利益を不当に害することがないよう、自社の発注  
担当者等に対して取適法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な

措置を講ずること。

- (4) 日産東京販売は、前記(1)から(3)までに基づいて採った措置を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
- (5) 日産東京販売は、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を取引先中小受託事業者に通知すること。
- (6) 日産東京販売は、前記(1)から(5)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

#### 4 業界団体に対する周知・啓発活動

自動車ディーラーが車体整備事業者に対し、自動車及び自動車に用いる部品を無償で運送させる行為については、令和7年12月22日公表の「自動車ディーラー及び車体整備事業者間の取引における下請法違反被疑事件の集中調査の結果について」にも記載のとおり、複数の指導事例がある。公正取引委員会としては、このような状況を踏まえ、引き続き、自動車ディーラーによる取適法違反行為に対し、厳正に対処していくとともに、業界団体への取適法の周知等を通じた啓発活動を行っていくこととする。

## ●委託の内容

- ・自社が販売する自動車のタイヤ交換等
- ・自社の顧客から請け負う自動車の板金塗装等



## ●違反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請）

### 自動車の運送

受注者 25名に対し、  
2,808台の自動車の引取り又は引渡しに  
係る運送を自己のために無償で行わせていた。

### 自動車用部品の運送

受注者 25名のうち一部のものに対し、  
自動車に用いる部品の引取りに係る運送を  
自己のために無償で行わせていた。

受注者  
(自動車の修理等)  
(25名)



## 公正取引委員会からの勧告の内容（注）

- 下請事業者（受注者）に対し、無償で自動車及び自動車に用いる部品を運送させたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
- 今後、中小受託事業者に対し、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議で確認すること
- 取適法の遵守体制を整備すること など

（注）下請法は、令和7年改正により、令和8年1月、取適法と改称された。下請法において「下請事業者」と呼称されていた事業者は、令和8年1月以降になされた製造委託等との関係では「中小受託事業者」と呼称される。

## （不当な経済上の利益の提供要請）

下請法は、親事業者（発注者）が自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供されることにより、下請事業者（受注者）の利益を不当に害する行為を禁止している（下請法第4条第2項第3号）。下請事業者（受注者）に対し、自己のために無償で自動車及び自動車に用いる部品を運送させることは、下請法違反となる。なお、不当な経済上の利益の提供要請は、取適法でも禁止されている。

## 1 関係法令の概要

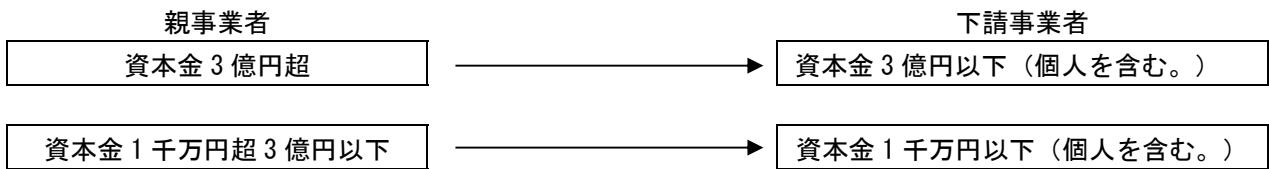
### (1) 下請法の概要

#### ○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

#### ○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

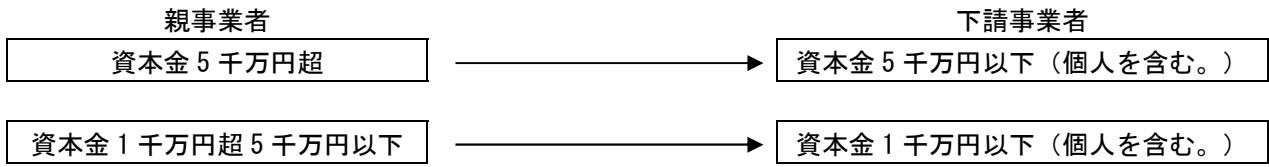
- a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

- b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



#### ○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

- a. 義務

- (ア) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

- b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品の禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (サ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

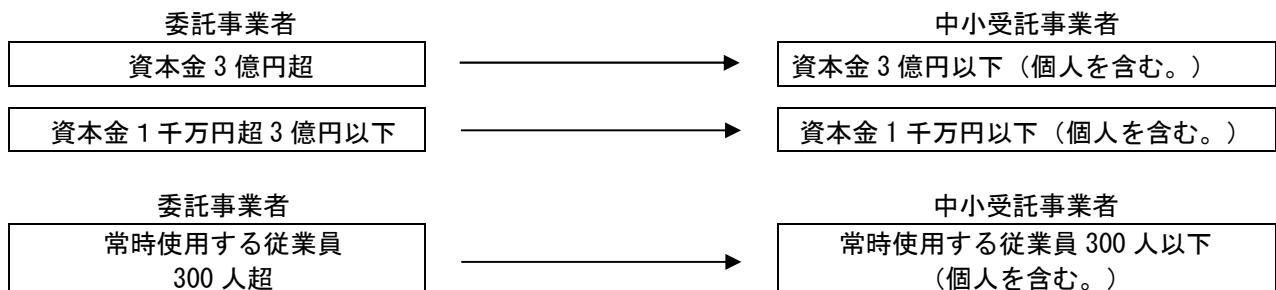
## (2) 取適法の概要

### ○ 目的（第1条）

受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護

### ○ 委託事業者、中小受託事業者の定義（第2条第1項～第9項）

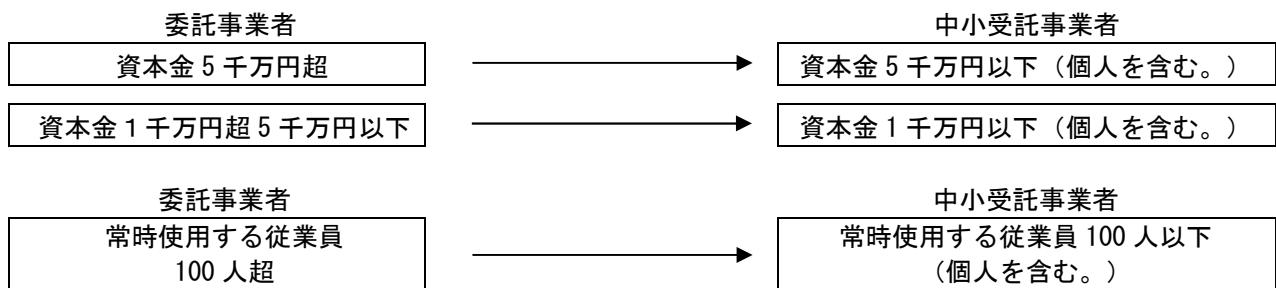
- a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

- b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く※）



なお、従業員基準については、資本金基準が適用されない場合に適用される。

### ○ 委託事業者の義務（第3条、第4条、第6条、第7条）及び禁止事項（第5条第1項、第2項）

#### a. 義務

- (ア) 発注内容等の明示義務（第4条）
- (イ) 書類等の作成・保存義務（第7条）
- (ウ) 代金の支払期日を定める義務（第3条）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第6条）

#### b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第5条第1項第1号）
- (イ) 代金の支払遅延の禁止（第5条第1項第2号）
- (ウ) 代金の減額の禁止（第5条第1項第3号）
- (エ) 返品の禁止（第5条第1項第4号）
- (オ) 買いたたきの禁止（第5条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第5条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第5条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第5条第2項第1号）
- (ケ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第5条第2項第2号）
- (コ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第5条第2項第3号）
- (サ) 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（第5条第2項第4号）

## 2 参照条文

### ○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百二十号）

#### （定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2 この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託することをいう。

3・4 （略）

5 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超える三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三・四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

三・四 （略）

9・10 （略）

#### （親事業者の遵守事項）

第四条 （略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一・二 （略）

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 （略）

#### （勧告）

第七条 （略）

2 （略）

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

○ 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（抄）

（昭和三十一年法律第二百二十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれららの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者に委託することをいう。

2 この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託することをいう。

3～5 （略）

6 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。

7 （略）

8 この法律で「委託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三～六 （略）

9 この法律で「中小受託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 （略）

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

三～六 （略）

10・11 （略）

（委託事業者の遵守事項）

第五条 （略）

2 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号に掲げる行為を除く。）をすることによつて、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。

一 （略）

二 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

三・四 （略）

○ 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（抄）

（令和七年法律第四十一号）

附 則

（下請代金支払遅延等防止法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 （略）

2 新支払遅延等防止法第四条、第五条、第六条第二項及び第十条の規定は、この法律の施行後にした新支

払遅延等防止法第二条第六項に規定する製造委託等について適用し、この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の下請代金支払遅延等防止法（次項において「旧支払遅延等防止法」という。）第二条第五項に規定する製造委託等については、なお従前の例による。

3 (略)